

2. 令和2年度運営方針

図書館の役割は、多様な資料や情報を収集・保存、提供することにより、市民の日常生活の中で生じる様々な課題や問題の解決を支援し、その結果市民一人ひとりの自立性を高めることにあります。

そのような役割を果たすべく、常に新鮮な情報を保つための蔵書の更新や、司書の専門性を生かした読書支援と課題解決に向けたレファレンス（相談・調査）サービスの体制充実に努め、市民一人ひとりが生きがいや心の豊かさを生み出せるように努めます。

また、開館以来、子どもたちへの図書館サービスを重視してきた経緯から、子どもの読書推進に係る機関との連携に努めていますが、これらの機関に加えて、庁内他部署や地域との連携・協働による取組みを進め、更なるサービスの拡充および図書館の認知度向上を目指します。

さらに今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休館を受け、来館せずに図書館資料を利用できるサービスを検討します。

【目 標】

- (1) 「本との出会い・人との出会い」を大切にし、市民の読書活動や学習を支えます
- (2) 地域の情報館として市民の生活や仕事、まちづくりに役立つサービスを実施します
- (3) 子どもたちが読書に親しむための環境づくりを推進します
- (4) 図書館利用が困難な市民に、利用しやすい環境づくりを推進します
- (5) 市民との協働を推進し、社会教育の成果発表の機会・場を提供します
- (6) 図書館司書の専門性を発揮し、必要な資料や情報を提供します

【重点施策】

(1) 子ども読書活動の推進

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園・学校等関係機関との連携の強化・拡充
- ② 子どもと本をつなぐボランティアの育成と活動支援
- ③ 移動図書館車(ぶっくる号)による巡回文庫の充実

(2) 地域の情報センター機能の充実

- ① 計画的な図書館資料の収集・除籍による蔵書の更新・整備
- ② 読書相談、調査・研究等への援助の充実
- ③ 幅広い資料要求に応えるための県内外の図書館との相互協力
- ④ 地域資料（郷土・行政資料）の収集と活用

(3) 市民の図書館利用の促進

- ① 広報・PR活動の強化
- ② 利用促進に向けた事業の展開
- ③ 来館せずに図書館資料を提供する方法の検討